

沖縄県諮問土第22号

沖縄県都市計画審議会

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書きの規定により、次の事項について付議します。

特殊建築物の敷地の位置について

特殊建築物の種類	産業廃棄物処理施設
敷地の位置	南城市玉城字奥武899番地 他16筆

令和7年10月1日

沖縄県知事 玉城 康裕

